

行政処分等の 年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年6月3日	大阪進和運輸株式会社(法人番号1122001008439)代表者 森村 謹賢	大阪府東大阪市川田3-1-28	本社	大阪府東大阪市吉原207-2,208-5,213-2仮換地110街区(4符号)	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年9月19日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	4	4
令和7年6月4日	神戸鉄鋼運輸株式会社(法人番号8140001005571)代表者 水島 早苗	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和1060-3	本社	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和1060-3	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年9月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第3項前段)、(2)整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出【選任(変更)の未届出に係るもの】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第52条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)、(11)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(法第24条)	3	3
令和7年6月4日	MARUGO株式会社(法人番号4160001005326) 代表者 松岡 繁利	滋賀県甲賀市土山町黒川1968-3	大野営業所	滋賀県甲賀市土山町市場1035-4	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年5月1日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年6月4日	株式会社引越社(法人番号3120901017854)代表者 空雅英	東京都江戸川区松本2-34-6	松原	大阪府松原市天美我堂6-94-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年6月4日	川田配送サービス株式会社(法人番号1120001169383)代表者 川田 房輝	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番10号	本社	大阪府茨木市島4丁目23番3号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置行為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和7年6月6日	株式会社カシックス(法人番号7130001010243)代表者 藤田 周士	京都府京都市伏見区横大路千両松町97	京都店	京都府京都市伏見区横大路千両松町97番地	輸送施設の使用停止処分(225日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年9月13日及び同年9月27日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(8)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(9)(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	23	23
令和7年6月11日	株式会社中村建設(法人番号3140001056504)代表者 中村 裕二	兵庫県美方郡香美町香住区香住810-5	本社	兵庫県美方郡香美町香住区香住810-5	輸送施設の使用停止処分(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年9月20日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点検整備違反【整備不良車両等】(貨物自動車運送事業法輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法(以下「車両法」)第40～43条、第47条)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の5)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	9	9

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年6月11日	株式会社都島葬祭(法人番号9120001008781)代表者北田 享二	大阪府大阪市都島区都島本通2-16-8	本社	大阪府大阪市都島区都島本通2-16-8	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年5月2日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	0	0
令和7年6月16日	西丹陸運株式会社(法人番号1140001041417)代表者西田 宣久	兵庫県丹波市氷上町稲継211番地1	本社	兵庫県丹波市氷上町稲継211番地1	輸送施設の使用停止処分(120日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年7月11日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備違反【整備不良車両等】(安全規則第3条の3、道路運送車両法(以下「車両法」)第40条～43条、第47条)、(5)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、車両法第48条)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(10)(11)運転者等台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	12	12
令和7年6月25日	フジトランスポート株式会社(法人番号4150001002118)代表者 松岡 弘晃	奈良県奈良市北之庄町723-13	奈良支店	奈良県奈良市北之庄町723-13	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和6年10月9日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、2号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	0
令和7年6月25日	水間急配株式会社(法人番号3120001031723)代表者横田 洋一	大阪府大阪市住之江区南港東3丁目2番40号	奈良営業所	奈良県北葛城郡広陵町大字大場112番地4	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年10月10日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年6月26日	諸星運輸株式会社(法人番号9021001033227)代表者 諸星 重文	神奈川県小田原市扇町2-32-25	京都ロジスティックスセンター	京都府乙訓郡大山崎町下植野寺門24-1	輸送施設の使用停止処分(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年8月23日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
令和7年6月26日	紅丸運輸株式会社(法人番号7130001062318)代表者 西川 優太	京都府八幡市八幡清水井9番地1	本社営業所	京都府八幡市八幡清水井9番地1	輸送施設の使用停止処分(100日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年9月4日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(8)(9)運転者等台帳【作成】(記載事項等の不備)(安全規則第9条の5第1項)、(10)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(11)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	10	10